平成２４年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市名瀬平田町９番５―31号、旧住所東京都杉並区高円寺南５丁目35番21号シャトル聖304
債務者　髙木　太郎
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第５号
茨城県稲敷市阿波1435番地
債務者　吉原　六郎
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
茨城県取手市井野台２丁目３番22―802号
債務者　宮澤　実子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
大阪市住之江区西住之江２丁目14番２号デュモール住之江101
債務者　イマノリフォームサービスこと　今野文次郎
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００２号
大阪市西成区北津守２丁目５番３―104号
債務者　矢野　賢浩
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３６号
大阪市城東区永田２丁目10番18―702号
債務者　山本登美子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５１号
大阪府枚方市東牧野町14番８―405号
債務者　濱田みゆき
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５７号
大阪府東大阪市加納１丁目12番６号
債務者　富安　義之
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２６号
大阪市都島区東野田町４丁目７番４―502号、前住所大阪市城東区野江２丁目13番23号
債務者　田巻誠一郎
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８５６号
大阪市北区豊崎６丁目10番20号
債務者　水野　英司
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６３号
大阪府茨木市庄１丁目４番14号
債務者　河口　俊介
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９１２号
大阪府豊中市岡町北３丁目１番22―303号
債務者　築森美由紀
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９１４号
大阪府東大阪市岩田町３－１―27　ライオンズマンション若江岩田902、住民票上の住所大阪府東大阪市花園本町２丁目12番15号
債務者　箕裏　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４８号
大阪府箕面市小野原西６丁目20番10―207号
債務者　稲葉　和啓
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９０号
大阪市住吉区我孫子西２丁目11番19号　宮端ビル305号
債務者　岡本　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１７号
大阪府東大阪市新庄４丁目13番13号、前住所大阪府東大阪市新庄３丁目12番16号
債務者　子守　好信
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３３２号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪市淀川区加島２丁目２番54号
債務者　壷山　泰生
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部